

— 私たちの心を荒廃させる不法投棄は許さない —

決められた処理方法によらず、みだりに「廃棄物(ごみ)」を捨てることを「不法投棄」といいます。市内外から廃棄物を不法投棄する者によって、私たちの住むまちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与えています。

市では、不法投棄をさせないよう、職員や不法投棄監視員による市内パトロール、監視カメラやごみ捨て禁止プレートの設置など、さまざまな防止対策を実施しています。

問合せ 生活環境課 ☎(24)8764



■不法投棄は犯罪です!

不法投棄といっても、空き缶などのポイ捨てから、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざま。罪は重く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、個人の場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます。



▲不法投棄監視カメラ



▲不法投棄監視パトロール

■土地所有者には管理責任があります

土地所有者には、その土地の管理責任を果たす義務があります。不法投棄者に投棄物の撤去を求めていくことが最善ですが、調査しても投棄者を発見できない場合は、法的には土地所有者(管理者)が処理しなければなりません。

自分の土地であっても、穴を掘って廃棄物を埋めたりすることは不法投棄になります。野外焼却、いわゆる野焼きも禁止されています。



▲一生懸命ごみを拾う子どもたち

関東甲信越静の十都十県では、毎年五月三十日(ゴミゼロの日)に近い日曜日に、「ゴミゼロ運動」を展開しています。銚子市でも、五月二十七日に君ヶ浜と長崎海岸で一斉清掃を行いました。一斉清掃には、市内の三千一団体千七百七十九人の方々が参加。小・中学生やボーイスカウトの子どもたちも参加し、海岸一帯の清掃やごみ拾いに汗を流しました。

ゴミゼロ運動

君ヶ浜・長崎海岸一斉清掃に

1,179人が参加

郷土をおもう
美しい心こそが
美しいまちをつくる

この日、君ヶ浜と長崎海岸で収集されたごみの量は、約一・七六トン。可燃、不燃、資源ごみ(ビン、カン、ペットボトル)に分類され、清掃センターなどへ運ばれました。また同日、市立総合病院では、病院職員とシルバー人材センターの方々約九十人で、病院敷地内を清掃したほか、市内各地域でも大勢の市民の方々が参加し、ごみ集めや側溝の清掃に励みました。



「きれいなまちづくりのために、これからも市民の方々の協力をお願いします」とあいさつする岡野市長